

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 業 務 方 法 書

昭和 57 年 7 月 7 日群馬県指令流園第 114 号	改正	平成 20 年 7 月 29 日群馬県指令蚕園第 436-3 号
改正 昭和 58 年 3 月 17 日群馬県指令流園第 243 号	改正	平成 21 年 3 月 23 日群馬県指令蚕園第 436-7 号
改正 昭和 59 年 3 月 12 日群馬県指令流園第 133 号	改正	平成 22 年 3 月 23 日群馬県指令蚕園第 436-1 号
改正 昭和 60 年 6 月 22 日群馬県指令流園第 124 号	改正	平成 22 年 7 月 16 日群馬県指令蚕園第 436-2 号
改正 昭和 61 年 5 月 13 日群馬県指令流 第 64 号	改正	平成 23 年 3 月 30 日群馬県指令蚕園第 436-5 号
改正 昭和 62 年 7 月 16 日群馬県指令流 第 60 号	改正	平成 23 年 4 月 1 日群馬県指令蚕園第 436-2 号
改正 昭和 63 年 4 月 19 日群馬県指令流 第 42 号	改正	平成 23 年 7 月 12 日群馬県指令蚕園第 436-5 号
改正 平成元年 1 月 23 日群馬県指令流 第 285 号	改正	平成 24 年 3 月 29 日群馬県指令蚕園第 436-8 号
改正 平成元年 6 月 2 日群馬県指令流 第 51 号	改正	平成 24 年 7 月 2 日群馬県指令蚕園第 436-2 号
改正 平成元年 11 月 16 日群馬県指令流 第 254 号	改正	平成 25 年 4 月 1 日群馬県指令蚕園第 436-1 号
改正 平成 2 年 6 月 25 日群馬県指令流 第 75 号	改正	平成 25 年 8 月 19 日群馬県指令蚕園第 436-3 号
改正 平成 2 年 9 月 21 日群馬県指令流 第 139 号	改正	平成 26 年 4 月 15 日群馬県指令蚕園第 436-1 号
改正 平成 3 年 4 月 26 日群馬県指令流 第 86 号	改正	平成 26 年 8 月 28 日群馬県指令蚕園第 436-3 号
改正 平成 4 年 4 月 13 日群馬県指令流 第 199 号	改正	平成 27 年 3 月 31 日群馬県指令蚕園第 436-6 号
改正 平成 4 年 8 月 21 日群馬県指令流 第 631 号	改正	平成 27 年 6 月 30 日群馬県指令蚕園第 436-6 号
改正 平成 5 年 5 月 10 日群馬県指令流 第 215 号	改正	平成 28 年 4 月 1 日群馬県指令蚕園第 436-1 号
改正 平成 5 年 9 月 9 日群馬県指令流 第 372 号	改正	平成 29 年 3 月 17 日群馬県指令蚕園第 436-3 号
改正 平成 6 年 6 月 27 日群馬県指令流 第 359 号	改正	平成 29 年 8 月 3 日群馬県指令蚕園第 436-2 号
改正 平成 7 年 4 月 3 日群馬県指令流 第 331 号	改正	平成 30 年 2 月 9 日群馬県指令蚕園第 436-4 号
改正 平成 8 年 5 月 10 日群馬県指令流 第 271 号	改正	平成 30 年 5 月 30 日群馬県指令蚕園第 436-2 号
改正 平成 9 年 4 月 1 日群馬県指令流 第 230 号	改正	平成 30 年 9 月 7 日群馬県指令蚕園第 436-4 号
改正 平成 10 年 4 月 8 日群馬県指令流 第 153 号	改正	平成 31 年 3 月 4 日群馬県指令蚕園第 436-8 号
改正 平成 11 年 4 月 1 日群馬県指令流 第 499 号	改正	令和 元年 7 月 29 日群馬県指令蚕園第 436-2 号
改正 平成 12 年 6 月 9 日群馬県指令流 第 140 号	改正	令和 2 年 3 月 6 日群馬県指令蚕園第 436-5 号
改正 平成 13 年 5 月 14 日群馬県指令流 第 348-6 号	改正	令和 2 年 5 月 28 日群馬県指令蚕園第 436-2 号
改正 平成 14 年 4 月 25 日群馬県指令蚕園第 348-3 号	改正	令和 2 年 12 月 7 日群馬県指令蚕園第 436-5 号
改正 平成 14 年 7 月 1 日群馬県指令蚕園第 348-6 号	改正	令和 3 年 3 月 11 日群馬県指令蚕園第 436-6 号
改正 平成 15 年 4 月 1 日群馬県指令蚕園第 428-2 号	改正	令和 3 年 3 月 30 日群馬県指令蚕園第 436-10 号
改正 平成 15 年 5 月 28 日群馬県指令蚕園第 428-6 号	改正	令和 3 年 5 月 25 日群馬県指令蚕園第 436-2 号
改正 平成 16 年 6 月 23 日群馬県指令蚕園第 427-5 号	改正	令和 4 年 3 月 11 日群馬県指令蚕園第 436-4 号
改正 平成 17 年 05 月 25 日群馬県指令蚕園第 436-4 号	改正	令和 4 年 3 月 25 日群馬県指令蚕園第 436-7 号
改正 平成 18 年 03 月 10 日群馬県指令蚕園第 436-1003 号	改正	令和 4 年 5 月 2 日群馬県指令蚕園第 436-2 号
改正 平成 18 年 07 月 25 日群馬県指令蚕園第 436-2 号	改正	令和 4 年 6 月 7 日群馬県指令蚕園第 436-4 号
改正 平成 18 年 10 月 24 日群馬県指令蚕園第 436-4 号		
改正 平成 19 年 3 月 30 日群馬県指令蚕園第 436-7 号		
改正 平成 19 年 8 月 9 日群馬県指令蚕園第 436-4 号		
改正 平成 20 年 2 月 28 日群馬県指令蚕園第 436-7 号		

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会定款第 4 条の規定に基づき、公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会（以下「協会」という。）が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の方針)

第 2 条 協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁、その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を公正かつ能率的に運営するものとする。

(業 務)

第 3 条 協会は、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和 5 1 年 1 0 月 1 日付 5 1 食流第 5 5 0 8 号農林事務次官依命通知。以下、「実施要領」という。）の定めるところにより群馬県知事の選定した対象産地の区域内で生産されるものに限る。以下同じ。）の出荷に関し、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領の第 3 の 3 の（3）に規定する共同出荷組織（以下単に「共同出荷組織」という。）との間に直接又は間接の委託関係（共同出荷組織に対してされた区域内対象特定野菜等の出荷の委託（共同出荷組織に対して、区域内対象特定野菜等の出荷を委託した者に対してされた当該区域内対象特定野菜等の出荷の委託及び当該区域内対象特定野菜等につき順次された出荷の委託を含む。以下同じ。）によるものをいう。）にある生産者又は実施要領第 3 の 3 の（4）に規定する相当規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、当該共同出荷組織に対して価格差補給交付金を、当該相当規模生産者に対して価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）を交付する事業（以下「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」という。）を行う。

(対象特定野菜等)

第 4 条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る対象特定野菜等は、別表 1 及び別表 3 に掲げるものとする。

(対象市場群)

第 5 条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る対象市場群は、別記のとおりとする。

(対象出荷期間及び対象特定野菜等の規格)

第 6 条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る対象出荷期間は、別表 1 及び別表 3 の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等ごとに対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る対象特定野菜等の規格は、群馬県青果物標準出荷規格、または、これに準じた規格により格付けが行われたものでなければならぬ。なお、指定品目（別表 3 の品目）については、国で定める指定野菜価格安定対策事業関係の規格（別表 7）に準ずるものとする。

(業務対象年間)

第 7 条 協会は、別表に掲げる対象特定野菜等、対象市場群及び対象出荷期間により定める

これらの表に掲げる業務対象年間について業務を行うものとする。

2. 協会は、価格差補給交付金等の交付に充てるための準備金（以下「交付準備金」という。）が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、その他やむを得ないと認められる場合には、群馬県知事の承認を得てこれを短縮することができる。

第2章 価格差補給交付金及び補給金の交付

（価格差補給交付金等の交付に関する申込み）

- 第8条 共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）は、別表1及び別表3に掲げる業務区分（以下単に「業務区分」という。）ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の1か月前の日までに別記様式第1号の申込書により申込むものとする。この場合において、共同出荷組織等は別表1に掲げる最低基準額の11分の9に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例45」という。）、最低基準額の11分の10に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例50」という。）又は最低基準額の11分の12に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例60」という。）の締結を申込むことができるものとする。また、別表3に掲げる最低基準額の6分の5に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例50」という。）、最低基準額の12分の11に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例55」という。）、最低基準額の12分の13に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例65」という。）又は最低基準額の6分の7に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約（以下「特例70」という。）の締結を申込むことができるものとする。

2. 協会は、前項による申込みを承諾したときは、遅滞なくその旨を当該共同出荷組織等及び群馬県関係市町村（以下「市町村」という。）、全国農業協同組合連合会群馬県本部（以下「全農群馬県本部」という。）及び群馬県知事に通知するものとする。

（交付予約数量の増加）

- 第9条 第8条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第2号の申込書を提出して、その通知に係る同条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加を申込むことができる。

2. 第8条と第11条の規定は前項の申込みについて準用する。この場合において、第8条第1項中「価格差補給交付金等を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」とあるのは「第9条第1項の規定により増加の申込みをした交付予約数量の増加分について価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」と第11条第2項中「第8条第1項の申込書に記載した交付予約数量」とあるのは「第9条第2項において準用する第8条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加分」と読み替えるものとする。

(交付予約数量の減少又は解約)

第 10 条 第 8 条第 2 項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 177 条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係成立（成立する見込みを含む）に係り、同時利用の対象外となる場合に当たっては、交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

2. 前項の申込期限は、業務区分ごとに、交付予約数量の減少又は解約をしようとする年の対象出荷期間が開始される日の 1 か月前の日までに申し込むものとする。第 8 条第 2 項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第 5 号の申込書を提出して、その通知に係る同条第 1 項の申込書に記載した交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

(負担金)

第 11 条 協会は第 8 条 2 項の規定により共同出荷組織等及び市町村、全農群馬県本部に通知したときは、当該共同出荷組織等に負担金を負担させるものとする。

2. 前項の負担金の額は、業務区分ごとに別表 1 にあってはこの資金造成単価（特例 45 にあってはこの額の 5 分の 7 に相当する額、特例 50 にあってはこの額の 5 分の 6 に相当する額、特例 60 にあってはこの額の 5 分の 4 に相当する額）、別表 3 にあってはこの資金造成単価（特例 50 にあってはこの額の 3 分の 4 に相当する額、特例 55 にあってはこの額の 6 分の 7 に相当する額、特例 65 にあってはこの額の 6 分の 5 に相当する額、特例 70 にあってはこの額の 3 分の 2 に相当する額）に第 8 条第 1 項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に、別表 2 及び別表 4 に掲げる負担割合を乗じて得た額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において交付準備金に残額があった業務区分について負担金を納入した共同出荷組織等に係る負担金の額は、この額から会長理事が群馬県知事の承認を受けて定める額を控除した額とする。

3. 共同出荷組織等及び市町村は、負担金の全額をこの価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間開始の日の前日の 10 日前の日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までに納入するものとする。なお、全農群馬県本部は上期が終了したときに協会からの請求に基づき年間の必要負担額を納入するものとする。

4. 協会は、第 1 項の規定により共同出荷組織等及び市町村、全農群馬県本部に負担金を負担させるときは、納入告知書を送付するものとする。

5. 群馬県は、協会から群馬県蚕糸園芸振興事業補助金等交付要綱に基づき負担金の請求が来た時は、速やかに支払うものとする。

(負担金の返戻)

第 12 条 協会は、業務対象年間の期間内においては、当該業務区分に係る負担金を共同出荷組織等に対し返戻しないものとする。

2. 第 7 条に定める業務対象年間の終了又は短縮に伴い新たに開始する業務対象年間に係る交付予約数量がその直前の業務対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価等を下回り資金造成額が減じる場合、又は第 10 条第 1 項の交付予約数量の減少若しくは解約が成立した場合において、共同出荷組織等から負担金として納入された金銭を返戻する

ことができるものとする。

(延滞金)

第 13 条 協会は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、当該納入期限の翌日からその納入を終了する日の前日までの日数に年利 3.6%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第 14 条 共同出荷組織等は、協会に納入すべき負担金について相殺をもって協会に対抗することができない。

(価格差補給交付金等を交付する場合)

第 15 条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに第 8 条第 1 項の規定による申込みをした共同出荷組織等が、生産者の委託を受けて、又は直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等（協会が群馬県知事の承認を受けて定める規格に適合するものに限る。以下同じ。）の旬別の加重平均販売価額に相当する額（以下「旬別平均販売価額」という。）が別表 1 及び別表 3 に掲げる保証基準額（以下「保証基準額」という。）を下回った場合に共同出荷組織等に対して行うものとする。

(価格差補給交付金等の金額)

第 16 条 対象特定野菜等についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと共同出荷組織等ごとに価格差補給交付金等の単価に、当該共同出荷組織等が生産者の委託を受けて、又は直接に当該旬別の価格差補給交付金等の単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量から、第 3 項に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量（その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量）を乗じて得た金額の合計額とする。

2. 前項の旬別の価格差補給交付金等の単価は、業務区分ごとに保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が別表 1 及び別表 3 に掲げる最低基準額（別表 1 において、特例 45 にあってはこの額の 11 分の 9 に相当する額、特例 50 にあってはこの額の 11 分の 10 に相当する額、特例 60 にあってはこの額の 11 分の 12 に相当する額、別表 3 において、特例 50 にあってはこの額の 6 分の 5 に相当する額、特例 55 にあってはこの額の 12 分の 11 に相当する額、特例 65 にあってはこの額の 12 分の 13 に相当する額、特例 70 にあってはこの額の 6 分の 7 に相当する額）を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に 10 分の 8 を乗じて得た額とする。

3. 第 1 項に規定する価格差補給交付金等の交付の対象としない数量とは、次のア及びイのとおりとする。

ア 共同出荷組織にあっては、委託生産者が共同出荷組織に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業（以下この条において「事業」という。）を利用しない期間における出荷を委託した数量。

イ 相当規模生産者にあっては、当該相当規模生産者が協会に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量（相当規模生産者が、特定相当規模生産者であって、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当

該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る。) 。

(出荷数量及び販売価額の認定)

第 17 条 共同出荷組織等は、対象市場群の卸売業者から、その発行する仕切書若しくは買付計算書又は電子計算機で作成された仕切書若しくは買付計算書に替わる書類を受領したときは、その受理した日から 3 日以内にその写しを協会に提出するものとする。

2. 協会は、前項の規定により提出された仕切書若しくは買付計算書又は電子計算機で作成された仕切書若しくは買付計算書に替わる書類の写しに基づき、前 2 条の場合における対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額を認定するものとする。

(旬別平均販売価額の通知)

第 18 条 協会は、業務区分ごとに当該対象出荷期間の終了後遅滞なく、対象特定野菜等の出荷数量、旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等を算定し、その結果を関係共同出荷組織等、関係市町村、全農群馬県本部及び群馬県知事に通知しなければならない。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第 19 条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から 2 週間以内に、別記様式第 3 号の交付申請書により申請するものとする。

(価格差補給交付金等の一部交付等)

第 20 条 協会は、共同出荷組織等が次の各号の一に該当する場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 故意又は過失により第 8 条第 1 項の申込書に不実の記載をしたとき。

(2) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき。

(3) 仕切書の改ざんを行い、又は行わせたとき。

(4) 交付を受けた価格差補給交付金等について補給金の交付を怠ったとき。

(5) 共同出荷組織等と特例 45、特例 50 及び特例 55 の契約を行っている場合であって、当該対象出荷期間中において、当該共同出荷組織が生産者の委託をうけて、又は当該相当規模生産者が直接に、対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量が、業務区分ごとに、群馬県知事の承認を受けた供給計画の出荷数量との差の数量の当該供給計画に対する割合が 5 分の 1 以上である場合には、第 16 条第 2 項の価格差補給交付金等の単価については、次のア又はイの額を上回ることはいできない。

ア 別表 1 の業務区分において、特例 45 の締結を行っている場合にあつては資金造成単価の 7 分の 5、特例 50 の締結を行っている場合にあつては資金造成単価の 6 分の 5

イ 別表 3 の業務区分において、特例 50 の締結を行っている場合にあつては資金造成単価の 4 分の 3 (キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいの場合はこの単価の 8 分の 7)、特例 55 の締結を行っている場合にあつては資金造成単価の 7 分の 6 (キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいを除く。)

(6) 第 1 号又は第 3 号に該当する場合のほか、第 28 条に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、共同出荷組織等が価格差補給交付金等を不正に受給していると協会が判断したとき又は共同出荷組織等が正当な理由なく同項に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。

(補給金の交付)

第 21 条 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第 15 条の委託に係る生産者に対して（生産者の直接委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象特定野菜等の数量を基礎として、補給金を交付しなければならない。

2. 共同出荷組織は、補給金の交付を終了したときは、遅滞なく別記様式第 4 号の報告書によりその交付の結果を協会に報告しなければならない。

(価格差補給交付金等の削減)

第 22 条 協会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が別表 1 及び別表 3 の資金造成単価の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合には、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

(交付準備金額)

第 23 条 協会は、第 11 条第 1 項の規定により共同出荷組織等から徴する負担金及び県その他の共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として納付された金銭を交付準備金として積み立てるものとする。

(資金の管理)

第 24 条 資金は、業務区分ごとの勘定に区分して経理するものとする。

2. 業務区分ごとの勘定においては、業務区分ごとに共同出荷組織等の納付した負担金、価格差補給交付金等に充てるものとして受け入れた金銭を経理する。

第 3 章 業務の実施体制

(情報の提供)

第 25 条 協会は、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の適正な実施を図るため、共同出荷組との間に直接又は間接の委託関係にある生産者又は相当規模生産者の同意を得た上で、農業保険法第 175 条に規定される農業経営収入保険事業を行うことができる農業共済組合連合会等への必要な情報の提供に努めるものとする。

第 4 章 農業経営収入保険事業に係る周知等

(共同出荷組織等の指導)

第 26 条 協会は、農業保険法第 175 条に規定する農業経営収入保険事業に係る周知等について、次のとおり共同出荷組織等の指導を行うものとする。

(1) 価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結を行う場合には、あらかじめ、共同出荷組織との間に直接又は間接の委託関係にある生産者又は相当規模生産者に対し、農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令 63 号）第 178 条第 1 号に規定する事業を利用する者は、農業保険法第 177 条第 1 項の規定による申込みをしたことがない者（同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。）が加入申請を行う場合に成立する保険関係の保険期間及び初年の保険関係に引き続いて加入申込を行う場合に成立する

保険関係の保険期間を除き、当分の間は、同法第 176 条に規定する農業経営収入保険の保険資格者に該当しないことを周知する。

- (2) 農業保険法第 177 条に基づき、農業共済組合連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みのある共同出荷組織との間に直接又は間接の委託関係にある生産者又は相当規模生産者（農業保険法第 177 条第 1 項の規定による申込みをしたことがない者（同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。）が加入申請を行う場合に成立する保険関係の保険期間及び初年の保険関係に引き続いて加入申込を行う場合に成立する保険関係の保険期間であって、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業において契約の締結を行う者を除く。）は、(1)の周知内容を理解した上で、当該共同出荷組織等又は協会に対し、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を利用しない意思及び期間を書面により、当該利用しない期間が始まる前に申告が適切に行われるよう促す。
- (3) 共同出荷組織等は、補給交付金の交付を受け、当該委託生産者に補給金を交付する場合、農業保険法施行規則第 178 条第 1 号に規定する事業に該当するか否か及び当該対象出荷期間（(2)により、委託生産者が特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を利用しない期間がある場合は、対象出荷期間から利用しない期間を除いた期間）について通知するよう促す。

第 5 章 生産出荷の指導等

（経営安定の指導）

第 27 条 協会は、共同出荷組織等に対して、生産者及び構成員が第 3 条の対象特定野菜等の園芸施設を（新設）設置した上で対象特定野菜等を生産する場合には、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への積極的な加入を促すことにより、経営の安定が図られるよう、指導を行うものとする。

第 6 章 雑 則

（報告の徴収）

第 28 条 協会は価格差補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められる場合には、共同出荷組織等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

2. 前項の報告の徴収、調査の実施等の結果、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、第 20 条第 1 号、第 3 号又は第 6 号に該当するものとして同条に規定する価格差補給交付金等の返還のほか、不正受給者の公表、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否等の必要な措置を講ずることができるものとする。

附 則

1. ～ 6 1. 省 略

6 2. この業務方法書の一部改正は、群馬県知事の承認の日から施行し、適用する。